

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、木材等の運送業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D県E市の木材市場において、トラックへの木材の積み込み作業中、杉の丸太が頭上に落下し、頸椎等を負傷した（以下「落下事故」という。）。請求人によれば、同日、会社社長に落下事故のことを伝えたところ、「労災を使ったらクビ」などと言われ、従前から会社社長に対して不信感に近い感情があったところ、一層その感情が強くなったとしている。

請求人は平成〇年〇月上旬頃から、落下事故による首や肩の痛みが続くことでの不安や、事故後の会社社長の対応等に対する不信感から、眠れないことが多くなったため、同年〇月〇日にF病院に受診したところ、「適応障害（主）、うつ病、不眠症、神経衰弱」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) G医師の意見書には、請求人は、眠れないことが多くなった平成〇年〇月上旬に、「適応障害」(F43.2「ICD-10診断ガイドライン」、以下「本件疾病」という。)を発病したと記載されている。当審査会としても、本件の経緯及び同意見書等から、これを妥当なものと判断する。

(2) 請求人は精神障害を発病したものと認められるが、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするため、これに基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 請求人は、落下事故により負傷したとしていることから、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「(重度の)病気やケガをした」に当たるか否かについて検討すると、以下のとおりである。

本件事故において請求人が負った傷害について、請求人は「首の骨折」で

あると主張するが、H病院、I整形外科、J病院等の労災診療費請求内訳書に記載された病名をみると、共通するものは頸椎捻挫であることが認められる。なお、J病院では頭部の単純撮影を行っているにもかかわらず、歯突起骨折、骨折等の指摘はなく、G医師の意見書においても歯突起骨折はないとされている。さらに、L医師による意見書においても歯突起骨折、後縦靭帯骨化症は認められないとされている。さらに、M医師の意見書においても、レントゲン、MRIの所見からも歯突起骨折は認められず、頸椎部の挫傷所見もない、傷病名が頸椎捻挫である旨の意見が述べられている。

以上のことから、落下事故によって請求人が骨折していたとは認められず、主たるケガは頸椎捻挫であると認められるところ、請求人は入院もしておらず、重度のケガであるとは認められないことから、認定基準別表1の平均的心理的負荷は「Ⅱ」に該当し、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ 請求人は再審査請求の理由において、①代表者は、本件事故について労災を使ったらクビだと言った。②代表者は、平成〇年〇月トレーラーのブレーキについて、点検、修理をしてくれなかった。③平成〇年〇月から入社せよと代表者に言われ、運転は難しいと思ったが、コルセットをして入社した。④事故に遭って、代表者には連絡を入れていないことにしてくれと代表者に言われた。⑤トラックのチャート紙を140km用から120km用に変えさせられたために、スピードを出さされていたなどと主張している。

これらの請求人の主張は、すべて代表者に向けられた内容であり認定基準別表1によれば「上司とのトラブルがあった」に該当すると判断できることから、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

ウ 確かに代表者は「重傷ならば労災を使え」、「軽症ならば社保でしろ」といった趣旨の発言をし、請求人が従前と同じような事故を再度引き起こしたことについて「もう2回目ぞ。本当なら首になるぞ」などと強い口調で言ったことが認められる。しかし、請求人は今までも会社での業務中の事故について、落下事故の負傷についても療養補償給付及び休業補償給付を受給している。また、代表者が請求人に上記のように強い口調で注意したのは、請求人が同じ様な事故を再度起こしているからである旨の代表者の主張には理由があると認められる。

さらに、代表者は、聴取書において、トレーラーのブレーキの点検、修理

について、調子が悪いとの話があった場合には、2、3日様子を見ることはあっても、拒否することはあり得ないと否定している。

代表者から「平成〇年〇月から入社せよ」と言われたとの請求人の主張についても代表者は、同年〇月の終わりに請求人との電話において、「来月からは大丈夫そうだ」との話が請求人からあったと述べており、請求人の主張とは全く異なる。

したがって、請求人が再審査請求の理由として述べる内容は以上の上司との小さなトラブルはその都度生じていることがうかがえるものの、業務をめぐる方針等について周囲からも客観的に認識されるような対立が生じていたとまでは認められず、心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

なお、トラックのチャート紙を140km用を120km用に変えさせられていた事により、請求人は「切迫感というか後ろから追われているような感じを受けた」と述べているが、同主張は、再審査請求の理由で初めて主張されたもので、その趣旨については明らかではなく、評価することができない。

(4) したがって、請求人の心理的負荷の全体評価は「中」程度であり、請求人の本件疾病発病前おおむね6か間における業務による心理的負荷の強度を「強」と認めることはできず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。